

判例に学ぶ ～詐欺行為、動物傷害と判示された小動物診療～

岩上悦子[†] 勝又純俊 押田茂實 (日本大学医学部社会医学系法医学分野)



岩上悦子

1 はじめに

小動物診療において「詐欺行為を働き診療報酬を詐取するとともに、罹患動物に対し適切な治療を行わないどころか、死に至らせた」ことを理由として、平成20年5月29日に、獣医師法第8条第2項の規定に基づき、獣医業停止3年とする行政処分があった(平成20年5月30日農林水産省プレスリリースより)。処分を受けた獣医師の行為は、獣医師に課せられた倫理的・道徳的な職責に大きく反する行為であり、獣医師法第5条に抵触することから処分が行われた。処分理由となった事案は、民事裁判により損害賠償責任を負うとの決定(平成20年3月7日)がなされている(表1)。本稿では、この民事裁判を解説するとともに、獣医師の行政処分について検討する。なお、一審の地裁判決文は、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)より入手が可能である。

本件は、小動物臨床獣医師に対する損害賠償請求事件としては、検索できる範囲では初の集団訴訟である。5人の飼い主らが、それぞれの所有するペットがこの獣医師の診療を受け、その際またはその後死亡または後遺障害を負ったことについて、「詐欺行為があった」、「動物傷害行為があった」などと主張し、その損害賠償等を請求した事案である。

2 全件共通の原告らの主張

被告は、動物病院を開設しているA獣医師である。A獣医師はその経歴をインターネット上に公開しており、アメリカにおいて獣医師として働き、アメリカでもっとも先進的といわれるニューヨークのアニマルメディカルセンターや世界一のレベルを誇るといわれるサンディエゴ動物園に勤務していた、動物病院は24時間365日対応している、などと広告していた。原告らはこの広告により、A獣医師は、(アメリカでの獣医師免許を有して

いないにもかかわらず)アメリカで獣医師としての勤務経験を有する、エキゾチックペット診療にも詳しい獣医師であり、動物病院は手厚い看護治療を受けられる体制が整っているものと誤信した。

また、A獣医師のカルテはカルテとしての体をなしていない。その上、虚偽記載や追加、修正記載などが多数見られるとして、カルテの不備を指摘した。

さらに、本来動物を守るべき獣医師が、獣医師としての地位と、飼い主のペットに対する愛情を利用して、虚偽の診断や検査結果などを告げてペットホテルで預かり、治療費名目で取れるだけ金銭を取ることを繰り返している、極めて悪質な詐欺、動物虐待事件であるとして、その社会的意義を訴えた。

3 事件と判決の概要

(1) 事件 1

原告Bはフェレット(イタチ科、4歳11カ月、雌)の所有者である。

原告Bは、深夜からフェレットが食欲不振で吐き出したような動作を繰り返していたためAの動物病院を初めて受診した(平成X年6月末)。A獣医師はフェレットを連れて診察室に入り、検便をしたら虫がいたので駆虫する、血液検査やレントゲン検査を行うとした。そして、腸に何か詰まっているかもしれないので造影レントゲン検査をすとして、フェレットを入院させ、治療費合計5万余円を請求した。

翌晩、A獣医師は電話で「今すぐ手術しないと死んでしまう」と説明し、同日開腹手術が行われた。翌日A獣医師は原告Bに、「手術は成功しました。腸閉塞でした。異物はありませんでした。腸重積により小腸の一部が壊死していたので切除しました。」と言い、フェレットに会わせないまま2週間の入院を迫った。原告BはA獣医師に対し不信感を持ち、治療費合計22万余円を支払い、そのままかかりつけ動物病院に入院させた。フェレットの腹部の術創からは大網の一部が飛び出しており、かか

[†] 連絡責任者：岩上悦子(日本大学医学部社会医学系法医学分野)

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1 ☎03-3972-8111(内線2277) FAX 03-3958-7776

E-mail : eiwak@med.nihon-u.ac.jp

表1 裁判経過

判決日 裁判所	請求	判決	対象動物	概要
19. 3.22 地裁	①205万余円	131万余円	フェレット (5歳 雌)	開腹手術，腸閉塞と説明。転院，再開腹。胃腸に異常なし，肝変色，腎不全。
	②283万余円	64万余円	チンチラ (10歳 雄)	入院，異物摘出のため開腹手術，数日後死亡。手術の詳細不明。
	③142万余円	2,730円	犬 (M. Dax · 1歳 雌)	ペットホテルに預けた間に，駆虫薬を投与したとして請求。実際は検便せず，投薬も不明。
	④350万余円	59万余円	犬 (スコッチテリア · 15歳 雌)	肝不全，腎不全，入院。改善の連絡を受け，迎えに行ったら既に死亡していた。
	⑤195万余円	60万余円 控訴	猫 (11歳 雄)	骨折，入院，手術。転院，骨折手術の痕なし，死亡。解剖：肥満細胞腫。
19.12.25 高裁	無責	棄却 上告		
20. 3. 7 最高裁		上告棄却 決定		

りつけ動物病院にて手術が行われたところ，皮膚と腹膜の縫合はほとんどはずれていた。小腸は正常で切開痕は無く，腸重責があったことを窺わせるうっ血もなかった。胃には浅い傷があったが，その縫合もほどけていた。治療を続けた結果，慢性腎不全は残ったものの定期検診に通う程度にまで落ち着いた。

そこで原告BはA獣医師に対し，診療契約の締結及び本件手術に際し詐欺行為があった，手術に及んだ点は動物傷害に当たると主張し，損害賠償合計205万余円を請求した。

裁判所はまず，フェレットの寿命は5年から8年と認定した。そして証拠より，A獣医師が初診時に糞便検査や血液検査を行ったとする記載は信用できない，消化管内異物ないし消化管の閉塞が窺える造影レントゲン写真の提出はなく，造影レントゲン検査によって消化管内の異物や閉塞を確認したことはないと推認した。さらに，必要な輸液量を判断した上で輸液をする意思も能力もなく，現実にもその点を考慮して輸液量を定めた輸液をしたことはないとも推認した。そして，A獣医師は本件治療契約締結の当時，既に，造影レントゲン検査をせず手術の適応を判断しないまま，または検査をしてその適応が確認されなくとも，原告Bに対し，手術を実施しなければ死亡するなどの虚偽の事実を告げ，手術を実施し，手術代等の治療費を得る意図があったと推認でき，その行為は詐欺に当たるとした。また，本件手術は正当な業務行為とはいえ，動物傷害に当たるとした。そして，A獣医師の不法行為とフェレットの慢性腎不全とは因果関係が認められるとして，慰謝料30万円を含む合計131万余円の損害賠償を命じた。

(2) 事件 2

原告Cはチンチラ（小型齧歯類，10歳，雄）の所有者である。

チンチラは「鼓腸症」の治療中であったが，深夜に具合が悪くなったためAの動物病院を受診した（平成X年9月）。A獣医師は単純レントゲン検査，血液検査等をした結果，消化管に異物が詰まっているかもしれないと説明し，チンチラを入院させ，治療費合計7万余円を請求した。翌日，A獣医師から電話で原告Cに対して「造影レントゲン検査の結果，異物があり（中略）手術を受けないと危ない。」と説明があり，手術が実施された。同日夕方の面会時，A獣医師は胃に毛球がある旨の説明をし，治療費合計12万余円を請求した。原告CはA獣医師の発言が二転三転すること，料金がどんどんあがっていくことなどに不信感を覚え，チンチラBを退院させることとした。するとA獣医師は，自己責任で退院させる旨の誓約書を求め，38万余円を加えた治療費合計49万余円を請求した。退院の翌朝，原告Cは他院にチンチラを入院させたが，2日後に死亡した。

そこで原告CはA獣医師に対し，診療契約の締結及び手術に際し詐欺行為があった，手術に及んだ点は動物傷害にあたるなどと主張し，損害賠償等283万余円を請求した。

裁判所はまず，チンチラの平均寿命は15年くらいと認定し，A獣医師が検査報告書等すら提出しないため，レントゲン検査，血液検査，糞便検査，尿検査等や駆虫の全部または一部が実施されていないと推認し，経過やカルテの記載から胃の完全閉塞や腸重積はなかったと推認した。そしてA獣医師は，本件治療契約締結の当時，

既に、チンチラBについて造影レントゲン検査をせず手術の適応を判断しないまま、または造影レントゲン検査をして完全閉塞が認められなかったとしても、原告Cに対し、異物を確認した、手術を実施しなければチンチラは死亡するなどの虚偽の事実を告げ、手術を実施し、治療費を得る意図があったと推認でき、詐欺に当たる。また客観的には胃の完全閉塞や腸重積はなく、本件手術は適応がなかったことは明らかであり、A獣医師には本件手術の適応を検討する意思がなかったことを併せ考えると、本件手術は正当な業務行為とはいえ、動物傷害に当たる。また、チンチラの死亡は本件手術に起因するものであるなどとして、慰謝料50万円を含む合計64万余円の賠償を命じた。

(3) 事件 3

原告Dは犬（ミニチュアダックスフント、1歳、雌）の所有者である。

原告Dは6日間、犬をA動物病院のペットホテルに預け、A獣医師に対し、予防接種、ノミ予防などを依頼した（平成X-1年12月末）。退院の際には、「糞便検査をしたらサナダムシがいたので注射で駆虫した」との説明を受け、合計2万余円を支払った。引き取った犬は痩せて異臭があり、嘔吐や下痢をするようになった。そこでAの動物病院を受診し、胃炎として計4回治療を受けた。しかし後日、原告Dがかかりつけ動物病院を受診したところ、血液検査により肝臓機能の低下が重篤であると診断され、治療により一時改善したものの、8カ月後に死亡した。

そこで原告DはA獣医師に対し、①サナダムシを発見したと虚偽の説明をし、その駆虫処置をしたと告げて治療費を請求した詐欺行為があった。②犬を預かっている間、その健康状態を適切に管理し、血液検査をして肝障害を診断し、その治療をすべき義務などを怠った。以上の債務不履行により犬が死亡したとして、142万余円の損害賠償金を請求した。

これに対し裁判所は、サナダムシが発見されたという事実はなかったにもかかわらず、A獣医師は糞便検査によりサナダムシを発見し、駆虫をしたという虚偽の説明をしている。その説明を誤信して原告Dは糞便検査及び駆虫のための費用として合計2,730円を支払っており、これは詐欺に当たるとして、2,730円の賠償を命じた。一方、犬の肝臓病がペットホテルにいた際に発症または悪化したと認めることは困難で、死亡との因果関係の立証はないとして、責任を否定した。

(4) 事件 4

原告Eは犬（スコッチテリア、14歳、雌）の所有者である。

犬は肝臓と腎臓が悪く、慢性腎不全の治療中であったが、状態が悪化し、夜中にけいれんを起こしたため、Aの動物病院を受診した（平成X年7月）。A獣医師は、24時間体制の点滴を受けることを勧め、「慢性腎不全については、4、5日で改善し、退院できる」と説明をした。そこで原告Eは、犬を入院させ、2日分の治療費7万余円を支払った。

翌日は面会させてもらえず、翌々日午前9時2分に原告Eが電話したところ、A獣医師は「犬は大分良くなった」と説明したため、原告Eはこれから面会に行く旨を話した。するとA獣医師は一般論として「心肺停止になった場合には蘇生措置を実施する」と説明し原告Eの承諾を得た。原告Eはかかりつけペットクリニックに経過報告をし、すぐに退院させるためAの動物病院に向かった。途中、A獣医師から原告Eの携帯電話に「心停止しているため蘇生措置を実施している」との連絡が入り、約10分後にAの動物病院に到着した時には、犬は既に死亡し、冷たくなっていた。その後、原告Eは躁うつ病となり、それまで勤務していた会社を退職した。

そこで原告EはA獣医師に対し、詐欺行為があった、動物傷害に当たると主張して、損害賠償350万余円を請求した。

裁判所は、A動物病院での血液検査結果は、前医での検査結果や慢性腎不全として死亡した経過と矛盾するもので、本犬の検査結果ではなく、血液検査を実施していなかったと推認でき、尿検査や糞便検査も実施されたと積極的に認定することは困難であるとした。また電話のやりとりなどから、犬は午前9時10分以前に死亡していた可能性が高いとし、午前9時2分の電話で蘇生措置の実施を確認した時点で既に死亡していたか、死に瀕していたのに、そのことを隠し、言い逃れるための辻褃合わせをしようとした可能性が高いとした。そして、犬は、客観的にはAの動物病院初診時に重篤な慢性腎不全によって死亡の危機に瀕した状態であったのに、A獣医師はその重篤な状態に気付いていたか、または症状が重篤か否かそれに対する適切な治療は何かについて診断し、治療をする意思はなかったのに、原告Eに対し、治療によって改善し退院できるとの虚偽の事実を告げ、原告Eから治療費を得る意図があったと容易に推認することができ、その行為は詐欺に当たる。この詐欺行為によって、原告Eが主体的に犬を自宅等で看取り、その死亡を見守る利益が害され、どのような経緯で、正確にはい

つ死亡したかも分からない状況とされた。その利益も法律上保護されるべきものと考えられるとして、慰謝料30万円を含む治療費合計59万余円の賠償を命じた。

(5) 事件 5

原告Fは猫（11歳、雄）の所有者である。

猫が階段から転落したため、原告Fは猫をAの動物病院に受診させた（平成X年9月）。A獣医師はレントゲン検査を実施し、左前足を骨折し出血しているため、入院して骨折に対する手術を受ける必要があること、治療費は15万円から25万円かかることなどを説明した。そこで原告Fは猫を入院させたが、A獣医師は、骨折部及び左胸を切開して縫合する処置のみを行い、呼吸状態が悪かったため酸素室に入れ、点滴を実施した。

翌日の面会の際、A獣医師は「酸素室に入れており、入院には2週間くらいかかる。その費用として35万円くらいかかる」と説明した。原告FはAの動物病院の診療費が説明を受けるたびに高くなっていくことに不信感を覚え、猫を転院させることとした。退院に際し、診療費の支払について争いになり、A獣医師は原告Fをつねるような行為をした（左上腕打撲、血腫により全治2週間の見込みと診断された）。最終的に原告Fは、治療費9万円を支払い、猫を退院させた。

退院後、直ちに転院したところ、骨折部と胸部の皮膚は縫合されているが、外固定、内固定、テーピング、包帯等の処置は一切行われておらず、レントゲン検査で左前肢橈骨尺骨の完全骨折、肺気腫が認められた。そこで、酸素室において安静とし内科治療を実施したが、2日後に死亡した。

原告Fは猫の死を不審に思い、解剖を依頼した。解剖の結果、死因は肥満細胞腫とされた。一方、左前肢では骨折が認められたが、骨周囲に出血や手術痕は認められなかった。また、左胸部には1糸の縫合痕が見られたが、胸壁皮下には肉眼的に確認できる切開・縫合痕は見られなかった。

そこで原告FはA獣医師に対し、診療契約を締結する際に詐欺行為があった、診療は動物傷害に当たる、暴力により原告Fに傷害を負わせたとして、損害賠償金195万余円を請求した。

裁判所は、A獣医師は本件診療契約締結の当時、既に、猫の骨折について、副木固定及び手術を実施する意思がなかったのに、手術を実施するとの虚偽の事実を告げ、入院を勧め、原告Fから治療費を得る意図があったと推認でき、その行為は詐欺に当たる。また、手術の必要性は全くないのに、猫の左前肢部と胸部を切開して縫合す

る手術を施したことは、正当な業務行為とはいえ、動物傷害に当たる。一方、猫の死因は肥満細胞腫であり、猫が肥満細胞腫に罹患したことや死亡したことによる損害の賠償を求めることはできない。またA獣医師は、猫の退院に際し、原告Eに対する暴行行為により傷害を負わせた。従って、慰謝料30万円を含む合計60万余円の賠償を命じた。

4 考 察

以上のとおり、本件では5人の飼い主が1人の獣医師を相手に集団で損害賠償請求訴訟を起こし、東京地裁民事第14部、いわゆる医療集中部で審議された。その結果、本件は獣医療過誤ではなく、「詐欺、動物傷害である」と裁判所に判断されたものである。

民法上、詐欺に基づく意思表示は、取り消すことができる（第96条1項）とされており、原告飼い主らは、詐欺行為による治療契約を取り消し、診療費を含む損害賠償（5件合計1,177万余円）を請求し、その一部（合計316万余円）が認められた。獣医師側は控訴したが棄却され（高裁判決平成19年12月25日）、最高裁でも上告は棄却され、判決は確定した（平成20年3月7日）。

A獣医師は、本件のほかに少なくとも4件において同種行為を繰り返していることが認められ、計画的、常習的で悪質というほかはないと、地裁は認定している。さらに、近隣の獣医師21名から、Aの動物病院での診療は通常の獣医療の水準から大きく外れる事例が多く含まれている旨の陳述があり、飼い主30名以上から、その所有するペット等をAの動物病院に受診させたところ、実際にはしていない治療の費用を請求され、預かり中に適切な世話をしてもらえず、不要な手術や治療をされるなどの被害に遭った旨の陳述があった。これを受けて裁判所は、「このように多数の獣医師、飼い主が、獣医師に対してこのような評価をすることは、通常は考え難いものであることからすると、Aの動物病院における診療にはある程度問題があることが窺われる」と判断した。

これまで小動物診療に関し、獣医師が詐欺と訴えられた事例は他にもある。去勢をしたはずの犬がセルトリ細胞腫に罹患して死亡した事案（高裁判決平成19年9月26日）では、停留精巣の摘出手術をしたかのように見せかけただけで、実際は去勢手術をしていなかった詐欺的医療行為だとして、去勢をした獣医師が訴えられている。しかしこの判決では、精巣摘出手術は行われており、停留精巣を完全に摘出せず一部取り残したと判断され、詐欺は否定された[1]。一方、子宮蓄膿症治療のための卵巣子宮全摘出、口腔内腫瘍治療のための下顎骨切

除、乳腺腫瘍切除の三カ所の手術を同時に行った後に、犬が死亡した事案（高裁判決平成19年9月27日）では、虚偽の説明や診断をもとにいずれも不必要な手術をした詐欺だとして獣医師が訴えられているが、判決では、子宮蓄膿症の診断は不適正であり手術は不適切、下顎骨切除手術は不適當、乳腺摘出手術は必要性がなく同意も得ておらず、三カ所同時手術は適切でなかったと判断されている。それでも、卵巣子宮全摘出手術はその必要性の判断を誤ったもので、詐欺とまでは認められないとされた [2, 3]。このように他2事件ではいずれも詐欺は認められておらず、本件がいかに悪質と判断されたかが窺える。

本件においては、A獣医師のカルテの信頼性も問題となった。A獣医師の記入したカルテは、鉛筆で記載されている部分があり、一部書き直されている部分もあること、経時的に整理されて記載されていないため、どのような順序で記載されたのかが判読不可能なこと、診療とは直接関係しない記載もあることが認められた。これらのことから、その体裁からしてA獣医師の作成したカルテの信用性は低いと判断された。また、実施していない処置などについて実施した旨のカルテ記載、検査記録、診療費明細書があったり、逆に、実施したと主張しているペットホテルの預かりや検査についての料金を請求していなかったり、検査記録がなかったりなど、客観的な事実明らかに反している点や矛盾ないし不自然な点が多数あった。その内容からしても、極めて信用性に乏しいと判断された。

獣医師法第21条において、獣医療における診療簿（いわゆるカルテ）は、「診療をした場合には、診療に関する事項を、遅滞なく記載しなければならない」と定められている。診療に関する事項とは少なくとも、「診療の年月日、診療した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴、診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、病名及び主要症状、りん告、治療方法（処方及び処置）」とされている（獣医師法施行規則第11条）。そして、この規定に違反して診療簿に記載せず、または診療簿に虚偽の記載をした者、及び保存（牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療簿及び検案簿は8年間、その他の動物の診療簿及び検案簿は3年間）しなかった者は、20万円以下の罰金に処される（獣医師法第29条）。本件において裁判所は、「カルテ等は、（中略）法令によってその作成及び保管を義務づけられているものであるから、その記載内容については、通常信用性が典型的に高い」と判示している。

また本件は、「動物傷害」であるとも認定されている。すなわち、A獣医師は故意に動物を傷つけたと認定されたのである。本件は、損害賠償を求める民事訴訟であるが、一方、動物の愛護及び管理に関する法律においては「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」と規定されている（第44条）。また刑法では「器物損壊」に相当し、「他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する」とされており（第261条）、これらの法律違反の可能性も考えられたことになろう。これまで、獣医療行為が「動物傷害」として訴えられた判例は、検索した限り見当たらない。獣医療訴訟ではないが、犬の殺害は刑事裁判において器物損壊（毀棄）とされており（昭和26年8月17日最高裁判決）、最近では動物の愛護及び管理に関する法律が適用され、「虐待・虐殺」（平成14年10月21日福岡地裁判決）と認定されている。獣医療行為は、人の医療と同様に、場合によっては患者に対して重大な危険を内包している専門的な行為であり、全てのプロセスにおいて事故発生の可能性がある [2]。診療行為を合法的に行うには、少なくとも、①免許を有する者が診療を目的に行うこと、②飼い主が診療行為についての説明を受け承諾していること、③診療行為が診療当時の医療水準を満たしていることが必要となろう [4]。これらの要件を満たさずに診療行為を行った場合、それは獣医療行為と認められず、今回のように「動物傷害」とみなされる可能性もあろう。

今回、事件4において「飼い主が主体的に自宅等で看取り、その死亡を見守る利益」が認められた。飼い主のペットに対する愛情は保護されるべきであり、詐欺行為によって飼い主がペットを看取り、死を見守ることを妨げたことは、獣医師に対する飼い主の信頼、社会的信頼を裏切るものであり、飼い主の精神的損害を慰謝するには30万円が相当と判じられた。人の医療においても、がん告知の案件 [5] で、「患者の余命がより安らかで充実したものとなるように（中略）、家族等の協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益である」と最高裁が判示している（平成14年9月24日判決）。医師は、診療契約上の義務として、患者に対し、診断結果、治療方針等の説明義務を負担する。そして、余命が限られている旨の診断をした医師が患者本人にはその旨を告知すべきではないと判断した場合には、少なくとも、患者の家族等のうち連絡が容易な者に対しては、その診断結果等を説明すべき義務を負う。なぜならば、このようにして告知を受けた家族等の側では、医師側の治療方針

を理解した上で、物心両面において患者の治療を支え、また、患者の余命がより安らかで充実したものとなるように家族等としてできる限りの手厚い配慮をすることができることになり、適時の告知によって行われるであろうこのような家族等の協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益であるというべきであるからである。近年では獣医療においても、免疫不全の猫の飼い主が、「最期は看取りたいから連絡が欲しい」と獣医師と約束していたにもかかわらず、獣医師が連絡を怠ったため飼い猫の最期を看取れなかったとして、慰謝料3万円が認められた事例（平成18年11月22日浜松簡裁）も報道されている（読売新聞平成18年11月23日）。浜松簡裁では「獣医師には、ペットの最期を看取りたいとの飼い主の要望に応える診療契約上の注意義務」があると判示した。これらのことから、獣医療においては、動物の診療に加え、飼い主の心情にまで配慮し、その利益を守ることも求められていることになろう。

この判決の確定を受け、平成20年5月29日に農林水産大臣はA獣医師に対し、業務停止3年の行政処分を行った。これは診療行為をめぐる獣医師が処分された初めての事案であるとして、新聞等に報道された（同年5月31日読売新聞）。その後、同獣医師は飼い主らに対する傷害事件を起こし、刑事裁判により有罪判決（懲役1年）が確定している（高裁判決平成20年11月10日）。さらに、別の小動物診療に関する民事裁判（Aの動物病院に入院させたミニチュア・ダックスフントの気管内にビニールを詰めて死亡させたと認定された事件）でも有責（損害賠償115万余円）が確定している（地裁判決平成20年11月14日）。

過去20年間の獣医師に対する行政処分の傾向を調査したところ [6]、業務停止処分は3年が最長であり、その上の処分は免許取消であった。また、暴行事件は2件あり、それぞれ罰金50万円の刑事処分を受け、行政処分は業務停止1月（平成16年）と6月（平成18年）であった。さらに、繰り返し行政処分の対象となった獣医師は、より重い処分を受けている。本件獣医師は、民事訴訟ではあるが、過失ではなく、故意に不要な手術を施行したり、動物を死亡させたりしたなどと認定されている。医師の場合も、昭和49年から55年の間に、不必要な子宮、卵巣の摘出手術を繰り返していたとされる、産婦人科病院の事件において、平成17年に院長が免許取消の行政処分をなされている。この事件では、昭和58年に院長及び各医師の傷害罪については不起訴とされたために、当初、院長に対し保健婦助産婦看護婦法違反として医業停止6月となされた以外、行政処分は行われな

かった。しかし、元患者らが不必要な手術が行われたなどとして損害賠償を求めた民事裁判では、医師側敗訴が最高裁判所で確定（平成16年7月13日）し、元患者らは厚生労働省（厚労省）に対して当該医師らの免許取り消しの申立を行った。それまで厚労省は、刑事事件で有罪が確定した事例などに限って医師らを処分していたが、この事件に端を発し、平成17年3月以降、刑事事件で有罪確定しなくても、民事裁判での事実認定を元にして行政処分がなされる可能性が出てきた。この産婦人科病院の事件は、刑事責任を問われなかった医療行為に対し、民事訴訟の結果を受けて医師の行政処分が行われた最初の事例である [7]。医師に対するこのような行政処分と比較しても、本件獣医師に対してさらなる行政処分が行われるのは相当であり、その場合、免許取消の処分も視野に入れられることになろう。

獣医師に対する行政処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであるが、同時に、獣医師に対し、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚を図り、さらに獣医師の社会的信頼を失うことのないよう、周知および指導等の徹底を図ることを求めるものでもある [8]。獣医師は、“獣医師の誓い”において宣言したとおり、動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努め、そして良識ある社会人としての人格と教養を一層高め、専門職としてふさわしい言動を心がけねばならない [9]。

参 考 文 献

- [1] 岩上悦子，勝又純俊，押田茂實：判例に学ぶ～去勢犬に発生したセルトリ細胞腫と損害賠償請求訴訟，日獣会誌，61（3），169-174（2008）
- [2] 岩上悦子，勝又純俊，押田茂實：判例に学ぶ～今，なぜリスクマネジメントなのか，日獣会誌，61（7），484-490（2008）
- [3] 判例時報，1990，21-33，判例時報社，東京（2008）
- [4] 押田茂實，児玉安司，鈴木利廣：事例に学ぶ医療事故，第2版，医学書院，東京（2002）
- [5] 判例時報，1803，28-33，判例時報社，東京（2003）
- [6] 岩上悦子，勝又純俊，押田茂實：獣医師に対する行政処分の検討（平成元年～20年），平成21年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会（関東・東京）講演抄録，20（2009）
- [7] 医道審議会医道分科会：旧富士見産婦人科病院の医師の行政処分等について，平成17年3月2日
- [8] 日本獣医師会：獣医師に対する行政処分と職業倫理の徹底，日獣会誌，62，359-361（2009）
- [9] 日本獣医師会：獣医師の誓い—95年宣言，獣医師倫理関係規定集，2-4（2004）